

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日となる)

目次

- ◇ 告 示 土地改良事業計画の変更の認可
- 土地改良法による土地配分計画の作成
- 新規土地改良事業の認可
- 土地改良区の解散認可
- 土地改良区の解散命令

告 示

鳥取県告示第二百五十六号

淀江白浜土地改良区から申請のあつた土地改良(畑地かんがい)事業計画の変更については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年五月十四日認可したので、同法第四十八条第八項の規定により告示する。

昭和四十年五月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百五十七号

大誠土地改良区から申請のあつた土地改良(暗渠排水)事業計画の変更

については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年五月十四日認可したので、同法第四十八条第八項の規定により告示する。

昭和四十年五月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十四条の八第一項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条同項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年五月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

地区名	所在地	増	反	者	団	体
崎津	米子市大崎地先	五二	戸	一七九、一二二	反	口
第二工区	中海水面	三	口	三六、五一五	反	口
(Aノ2)						

鳥取県告示第二百五十九号

勝谷土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(暗渠排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年五月十四日認可したので、同法第四十八条第八項の規定により告示する。

昭和四十年五月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定に基づき、東村陸上土地改良区の解散について、昭和四十年五月六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年五月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三百三十五条第一項の規定に基づき、昭和四十年五月六日次の土地改良区に解散を命じたので、同法第六十七条第三項の規定により告示する。

昭和四十年五月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鹿野町大井手土地改良区 瑞穂村二本木土地改良区

青谷町夏泊 青谷町泊ヶ谷

青谷町河原 白地

本庄村恩志 本庄村高山

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県印刷所

【定価一部一箇月三百円（料を含む。）】